

ご注意ください！

ペット用トイレ砂の処分について（お知らせ）

ペット用トイレ砂をトイレに流してしまうと、トイレだけではなく、下水道詰まりが発生する場合があります。

商品によっては、「トイレに流せる」と表示されているものもありますが、下水道詰まりの原因にもなりますので、トイレに流さないようお願いします。

下水道が詰まった場合、家庭内（公共枡までの家庭排水施設）の詰まりは利用者が直すことになっています。なお、下水道施設内（公共枡から）であっても原因を特定した場合、利用者に対して直すよう要請することがありますのでご注意ください。

皆さまのご協力をお願いします。

【ペット用トイレ砂の処分の方法】

透明な袋に使用済のペット用トイレ砂を入れてから「燃やせないごみ袋」に入れ、「燃やせないごみの回収日（毎月第2水曜日）」に出してください。

※市営住宅では、繰り返しいろいろなご家族が利用する市民全体の大切な財産のため、犬や猫などのペットを飼うことができないことになっています。ペットの鳴き声や臭いなどで他の入居者への迷惑にもなりますので、知人などから一時的に預かることも含めて禁止しています。ただし、身体障害者補助犬法で定める補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、事前にご相談ください。

【問い合わせ】

建設管理グループ

（市役所2階☎42-2223）

